

医療情報取得加算について

当院では

2024年6月から医療情報取得加算を算定しております。

医療情報取得加算は保険医療機関において、受診時に患者様の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制について評価するものです。

当院は、マイナ保険証（マイナンバーカード）によるオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

令和6年5月31日

独立行政法人国立病院機構七尾病院